

合併処理浄化槽の設置を補助しています

申 問 生活環境課 (☎025-526-5111、内線4116)

①合併処理浄化槽設置工事費の補助

人槽区分	上 限 額		
	合併処理浄化槽 整備区域 (従来区域)	合併処理浄化槽転換区域 (拡充区域)	
		市街化調整区域	市街化区域
5人槽まで	35万2千円	77万2千円	79万7千円
6～7人槽	44万1千円	90万5千円	95万7千円
8～10人槽	58万8千円	163万9千円	170万8千円

②撤去または宅内配管工事費の補助

工事区分	上限額
単独処理浄化槽の撤去費	9万円 (合併処理浄化槽転換区域は12万円)
くみ取便槽の撤去費	9万円
宅内配管設置費	30万円

詳しくは



商業振興に関する支援制度

申 問 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室 (☎025-520-5734)

項 目	支援内容	対 象	受付期間	市ホームページ
商店街等環境整備事業補助金	商店街組合などが行う、利便性の向上や環境維持を目的とした共用施設の整備など	商店街振興組合または商工振興会など任意に組織された商工団体	12月28日⑩まで (予算額に達し次第終了)	
地域商業活性化事業補助金	商店街組合や商工団体などが行う、地域商業の活性化につながる取り組み	商店街振興組合、小売業・サービス業の事業協同組合、商工会、商工会議所、中小企業者による任意組織など		
空き店舗等利用促進補助金	中心市街地および13区の商業地の活性化に向けた、対象区域内の空き店舗などを活用した商業施設の出店や事務所の開設にかかる改装など	個人事業主または法人	令和9年1月29日⑩まで (予算額に達し次第終了)	

「住まいの耐震化」を進めましょう

●住宅の耐震化に関する支援 (昭和56年以前に建てた家に住んでいる人)

昭和56年5月31日以前に建てられた家は十分な耐震性を備えていないものも多く、大地震で倒壊する可能性が高いとされているため、該当する住宅に住んでいる人は、対策をお願いします。補助を受けられる対象など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

申 問 4月1日⑩～5月14日⑩の間に建築住宅課 (☎025-520-5783)

※予算額に達しない場合は最長で11月30日⑩まで

詳しくは



支援メニュー	概 要	補助額	件数(抽選)
①木造住宅の耐震診断	耐震診断員が無料で診断	無料	50件
②木造住宅耐震改修工事費の補助 (全体改修)	耐震改修費の一部を補助	改修費の5分の4 (上限140万円)	2件
③木造住宅段階的耐震改修工事費の補助 (段階的改修) ※1階部分のみ改修		改修費の5分の4 (上限80万円)	1件
④木造住宅耐震シェルター・耐震ベッド設置費の補助	部屋の内側やベッドの周囲に設置する耐震構造物の設置費の一部を補助	設置費の2分の1 (上限30万円)	4件
⑤木造住宅除却費の補助	居住している住宅を解体する費用の一部を補助	除却費の100分の23 (上限30万円)	5件

●耐震化費用の代理受領制度を利用できます

申請者から上記②～⑤の改修工事などを委託された業者が、市から補助金を直接受領する制度です。申請者は工事などの費用と補助金額の差額のみを用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。

●耐震改修した家屋にかかる税の軽減措置を受けることができます

軽減措置の内容や必要な手続きなど、詳しくは税務課または高田税務署に問い合わせてください。

申 問 固定資産税＝税務課 (☎025-520-5652)、所得税＝高田税務署 (☎025-523-4171)